

火災予防施行規程（昭和37年7月3日東京消防庁告示第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(消防総監が定める防災センター要員の講習)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>6 消防総監又は指定機関は、防災センター要員講習を修了した者に対して、別記様式第9号の修了証（以下「防災センター要員講習修了証」という。）を<u>交付するものとする。</u></p> <p>[7 略]</p> <p>(防火管理技能講習等の科目及び時間等)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>〔1〕 略</p> <p>(2) 防火管理技能再講習</p> <p>[イ 略]</p> <p>ロ 消防総監又は登録講習機関は、防火管理技能再講習を修了した者に対して、<u>防火管理技能講習修了証を交付するものとする。</u></p> <p>[ハ 略]</p> <p>(防火安全技術講習)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p>	<p>(消防総監が定める防災センター要員の講習)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[2～5 同左]</p> <p>6 消防総監又は指定機関は、防災センター要員講習を修了した者に対して、別記様式第9号の修了証（以下「防災センター要員講習修了証」という。）を<u>交付するものとする。この場合において、<u>防災センター要員講習修了証の交付を既に受けている者にあつては、現に交付されている防災センター要員講習修了証と引き換えに交付するものとする。</u></u></p> <p>[7 同左]</p> <p>(防火管理技能講習等の科目及び時間等)</p> <p>第9条の2 [同左]</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>(2) [同左]</p> <p>[イ 同左]</p> <p>ロ 消防総監又は登録講習機関は、防火管理技能再講習を修了した者に対して、<u>現に交付されている防火管理技能講習修了証と引き換えに防火管理技能講習修了証を交付するものとする。</u></p> <p>[ハ 同左]</p> <p>(防火安全技術講習)</p> <p>第13条 [同左]</p> <p>〔1〕・〔2〕 同左</p>

<p>(3) 再講習 [イ 略] ロ 再講習は、防火安全技術者又は第二種防火安全技術講習修了者に対し、新規講習のいずれかの課程を最初に修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に行うものとし、当該再講習を修了した者には、<u>第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証を交付するものとする。</u>当該講習を受けた日以降においても同様とし、この場合において「新規講習のいずれかの課程を最初に修了した日」とあるのは「第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証の交付を受けた日」と読み替えるものとする。</p> <p>[ハ 略]</p> <p>[様式省略]</p>	<p>(3) [同左] [イ 同左] ロ 再講習は、防火安全技術者又は第二種防火安全技術講習修了者に対し、新規講習のいずれかの課程を最初に修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に行うものとし、当該再講習を修了した者には、<u>現に交付されている第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証と引き換えに第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証を交付するものとする。</u>当該講習を受けた日以降においても同様とし、この場合において「新規講習のいずれかの課程を最初に修了した日」とあるのは「第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証の交付を受けた日」と読み替えるものとする。</p> <p>[ハ 同左]</p> <p>[様式省略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

- この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- この告示の施行の際、現に交付されているこの告示による改正前の火災予防施行規程別記様式第9号による防災センター要員講習修了証、別記様式第9号の2による防火管理技能講習修了証並びに別記様式第11号及び様式第12号による防火安全技術講習修了証は、この告示による改正後の火災予防施行規程別記様式第9号による防災センター要員講習修了証、別記様式第9号の2による防火管理技能講習修了証並びに別記様式第11号及び様式第12号による防火安全技術講習修了証とみなす。